

兵高教組

# 確定速報No.11

2017年1月30日 調査情報26号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

## 第2回旅費交渉

1月26日(木)

# 実費弁償の不備、プライバシー問題が露呈

旅行諸費についての第2回交渉が1月26日(木)に行われました。「旅行諸費の定額支給を廃止し、実費弁償にする」という第1回目の回答について、実費弁償の内容(使い分けサービス)が明らかになってきました。

しかし、実費支給と言いながら旅費が実費になっていない実態など、さまざまな質問や要求が交渉団から飛び交いました。そもそも、旅行諸費とは通信費だけなのかという質問も出ました。次回交渉は2月1日(水)です。これが最終交渉となる予定です。

### 今井教職員課長の回答

前回の交渉で言ったとおり、旅費は実費弁償を基本としていることから、現在のような定額支給を見直したい。

旅行中の通信に係る費用については、第三者課金サービス、いわゆる「使い分けサービス」を導入し、職員の個人負担が発生しないようにする。このサービスを利用すれば、通信に要する費用の請求は学校に行くので、職員の個人負担は発生しない。

業者の選定は、交渉後に行う。その際、個人情報の保護を必須条件として選定を行う。

#### 《使い分けサービスとは?》

携帯電話をかける際に、最初に一定の番号を付加してかけると、その通話にかかった通話料の請求が発信した個人ではなく、事業所に行くサービスのこと。

#### 《手続きは?》

- ① このサービスの利用を希望する職員は、属する学校宛に登録を申請する。
- ② 学校は、登録のあった教職員の携帯電話番号を始めとした登録情報を集約して、サービス業者に提出する。
- ③ サービス業者からは、毎月、請求書と利用明細書が学校に送付される。
- ④ 学校は、内容を確認した上で、料金を支払う。  
(このための予算は、これまで通り県が措置する)

#### 《問題点は?》

- ① 携帯電話を持っていない人は利用できない。
- ② 電話番号等の個人情報を業者に渡すことになる。
- ③ 個人の携帯電話を、料金はかからないとはいえ、公用に使用することになる。

### 組合側からの発言

- 「旅行諸費」とは「通信費」だけなのか。マラソン大会などでは、普段の防寒具では足りず、特別な装備が必要。スキーや臨海学校も同様。これらが保障されているのか。300円をなくすのは合理的か。
- 旅費全体として実費なら納得するが、現実には持ち出しは多い。県全体としてどれだけの削減になるのか。
- 職員個人の電話を業者に登録するのはいかがなものか。自分の携帯番号を相手に知らせたくない場合も多くある。特に保護者に対して。民間なら業務用の携帯電話を支給されている。
- 生徒指導等の緊急な対応や文化祭等の買い出しなど、出張何なしで出ているものも現場では多い。そんな時ほど電話を使うことが多い。このサービスが出張に限られるのなら、これら全てを出張にできるのか。
- 旅行でかかる費用は通信費だけではない。

### 今井教職員課長の再回答

携帯電話を持っていない人、また、自分の携帯を使いたくない人への対応については、別途考える。この旅行諸費は、通信費という名目で支給していると考えている。よって、今回の提案となっている。

### 松岡副委員長のまとめの発言

交渉団から多くの意見が出るのは、旅費について「実費弁償が基本」と切り出したからだ。私たちは、出張に係る経費を実費弁償されればそれでよい。しかし、実態はそうではない。旅行諸費=通信費ではない。「使い分けサービス」のために業者に個人情報を渡す問題は大きい。